

規制改革・民間開放推進会議
生活・ビジネスインフラWG
ヒアリング資料
(ガス部分)

平成17年11月1日
資源エネルギー庁
電力・ガス事業部
ガス市場整備課

資料一覧

- ・ (資料1) ガス市場の現状とこれまでの制度改革の評価
- ・ (資料2) 今後検討すべき課題について
- ・ (資料3) 総合資源エネルギー調査会都市熱エネルギー部会委員名簿
- ・ (参考) 規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)

総合資源エネルギー調査会都市熱エネルギー部会
第 6 回ガス政策小委員会（平成 17 年 10 月 7 日）配付資料

ガス市場の現状とこれまでの制度改革の評価

1. これまでの制度改革の状況

ガス事業については、これまで平成 7 年、平成 11 年及び平成 16 年の 3 度にわたり制度改革が行われてきた。

(1) 平成 7 年実施のガス事業制度改革の概要

平成 7 年の制度改革においては、天然ガス導入の進展に伴い、工業用等の需要において天然ガスのシェアが高まっていること、これら需要家は、概して他燃料への転換が容易であるため、一般ガス事業者との間で価格交渉力を有するようになってきたこと、一般ガス事業者の供給区域外の工業用等の需要においても天然ガスのニーズが高まってきたことなどを背景に、大口需要家を対象としたガスの小売自由化等が実施された。

これにより、大口需要家（年間契約ガス使用量 200 万 m^3 以上 / 46MJ 換算）は、ガスの供給者を選ぶことが可能となり、料金やその他の供給条件も当事者間の自由な交渉によるものとなった。

(2) 平成 11 年実施のガス事業制度改革の概要

平成 11 年の制度改革では、需要家ニーズに対応して、自由化の対象となるガス需要家を、年間契約ガス使用量 200 万 m^3 以上の需要家から 100 万 m^3 以上へと拡大するとともに、大口供給の際に、一般ガス事業者のガス導管を他のガス供給事業者が利用する託送ルールが法定化された。また、公正・有効な競争を確保するという観点から、平成 12 年 3 月、「適正なガス取引についての指針」が制定された。

(3) 平成 16 年実施のガス事業制度改革の概要

平成 16 年に実施された制度改革では、効率的なガス供給基盤の整備とその有効利用を促進する観点から、ガス導管事業がガス事業法上に位置づけられた。また、ガス利用者の選択肢の一層の拡大の観点から、ガス小売自由化範囲が年間契約ガス使用量 50 万 m^3 以上の需要家まで拡大された。

さらに、託送供給の中立性・透明性の確保や、LNG 基地の有効利用促進の観点から、平成 16 年 8 月、「適正なガス取引についての指針」が一部改定された。

2. 一般ガス事業の現状

(1) 用途別ガス販売量

全販売量については、昭和 45 年度の 41.6 億 m^3 、平成 7 年度の 189.4 億 m^3 、平成 15 年

度の 260.1 億 m^3 と推移してきている。

これを用途別の推移で見た場合には、家庭用は昭和 45 年度に 26.8 億 m^3 、小売自由化が開始された年にあたる平成 7 年度には 82.1 億 m^3 、平成 15 年度には 88.2 億 m^3 となっており、工業用について見てみると、昭和 45 年度に 4.4 億 m^3 、平成 7 年度に 63.6 億 m^3 、平成 15 年度に 109.4 億 m^3 となっている。

平成 15 年度の用途別販売量の内訳は、家庭用 88.2 億 m^3 (構成比 33.9%)、商業用 40.3 億 m^3 (構成比 15.5%)、工業用 109.4 億 m^3 (構成比 42.0%)、その他 22.3 億 m^3 (構成比 8.6%) となっている。(出典：ガス事業生産動態統計、1 m^3 = 46.04655MJ 換算)

(2) 需要家 1 件当たり販売量の推移

需要家 1 件当たりの販売量は、昭和 45 年度の家庭用、商業用、工業用、その他用をそれぞれ 1 とした場合に、平成 7 年度において、それぞれ家庭用 1.35、商業用 1.40、工業用 12.53、その他用 2.34 となり、平成 15 年度においては、家庭用 1.26、商業用 1.83、工業用 22.27、その他用 3.20 となっている。

(3) 事業費用の推移

平成元年度以降のデータを見ると、ガス事業者は小売自由化開始以前からコスト削減に努めている様子がうかがえるが、自由化が導入された平成 7 年度以降も、販売量当たりの労務費、経費、減価償却費が引き続き削減されている。

3 . 我が国のパイプライン、LNG 基地等の現状

我が国は島国であることから、臨海部に建設された 25 カ所の LNG 基地を起点として、パイプラインの整備が進められている。

導管総延長はそれぞれ一般ガス事業者が約 225.2 千 km (平成 15 年末時点)、ガス導管事業者が約 2.7 千 km (平成 16 年度末時点) となっており、平成 16 年に行われたガス導管事業者の創設等の動きとあいまって、新たに導管の延伸が計画されている。

4 . 大口供給の状況

平成 16 年度の一般ガス事業者及び新規参入者の総販売量は約 285 億 m^3 で、このうち全大口供給量は約 143 億 m^3 と総販売量の 50.2% を占めている。大口供給制度が導入された平成 7 年度以降、新規参入者による大口供給量の全大口供給量に占める割合は、平成 13 年度までは 2% 前後までで推移していたが、平成 14 年度は 3.8%、平成 15 年度は 5.0%、平成 16 年度には 7.6% となっている。

新規参入件数で見ると、平成 7 年度から平成 13 年度までの累計で 20 件であったが、以降、新たに平成 14 年度に 18 件、平成 15 年度に 14 件、平成 16 年度に 10 件、平成 17 年度についても 8 月 1 日までに 12 件が追加となり、現在までに 74 件となっている。新規参入 74 件の内訳は、電気事業者が 35 件、国産天然ガス事業者が 9 件、石油・LP ガス事業者が 5 件、商社が 4 件などとなっており、大口供給、卸供給いずれにおいても、供給量上位 10 社の中に新規参入者各々 2 社名前を連ねている。

5．これまでの制度改革の評価

一般ガス事業者のガス販売量については小売自由化が開始された平成7年度以降、平成15年度までの8年間で1.37倍に増加している。特に、小売自由化の対象となる大口需要家の割合が高い工業用については同期間に1.72倍と顕著な伸びを示している。この間、1件当たりの販売量でも、工業用については1.78倍に急増している。また、経営面では、平成7年度以降、販売量あたりの事業費用を見ると、LNG輸入価格の上昇傾向等を受けて原材料費が上昇しているものの、労務費・減価償却費・経費の削減努力により、全体として販売量あたりの事業費用は低減してきており、料金面においてもガス料金の平均単価は低下傾向にある。

インフラ整備の動向を見ると、需要の拡大、ガス導管事業者の創設等を背景として、特に平成12年度以降、広域的なパイプラインの延伸が計画され、整備が進められているところである。

大口供給については、自由化範囲の段階的拡大とともに新規参入が進展してきており、全大口供給量に占める新規参入者による供給量のシェアは平成13年度までは約2%までで推移してきたが、平成14年度は3.8%、平成15年度は5.0%、平成16年度には7.6%と加速度的に拡大している。新規参入者は電気事業者をはじめ多業種にわたっており、大口供給、卸供給いずれにおいても上位に顔を出すなど、新規参入者の存在感が増大している。このように、大口供給の分野においては自由化に伴う競争が着実に進展している。

また、小口分野についても、大手ガス事業者を中心に料金値下げ改定が実施されるなど、料金引き下げに向けた取組が小売自由化開始以降、着実に進展しつつある。

ガス市場の現状とこれまでの制度改革の評価

目次

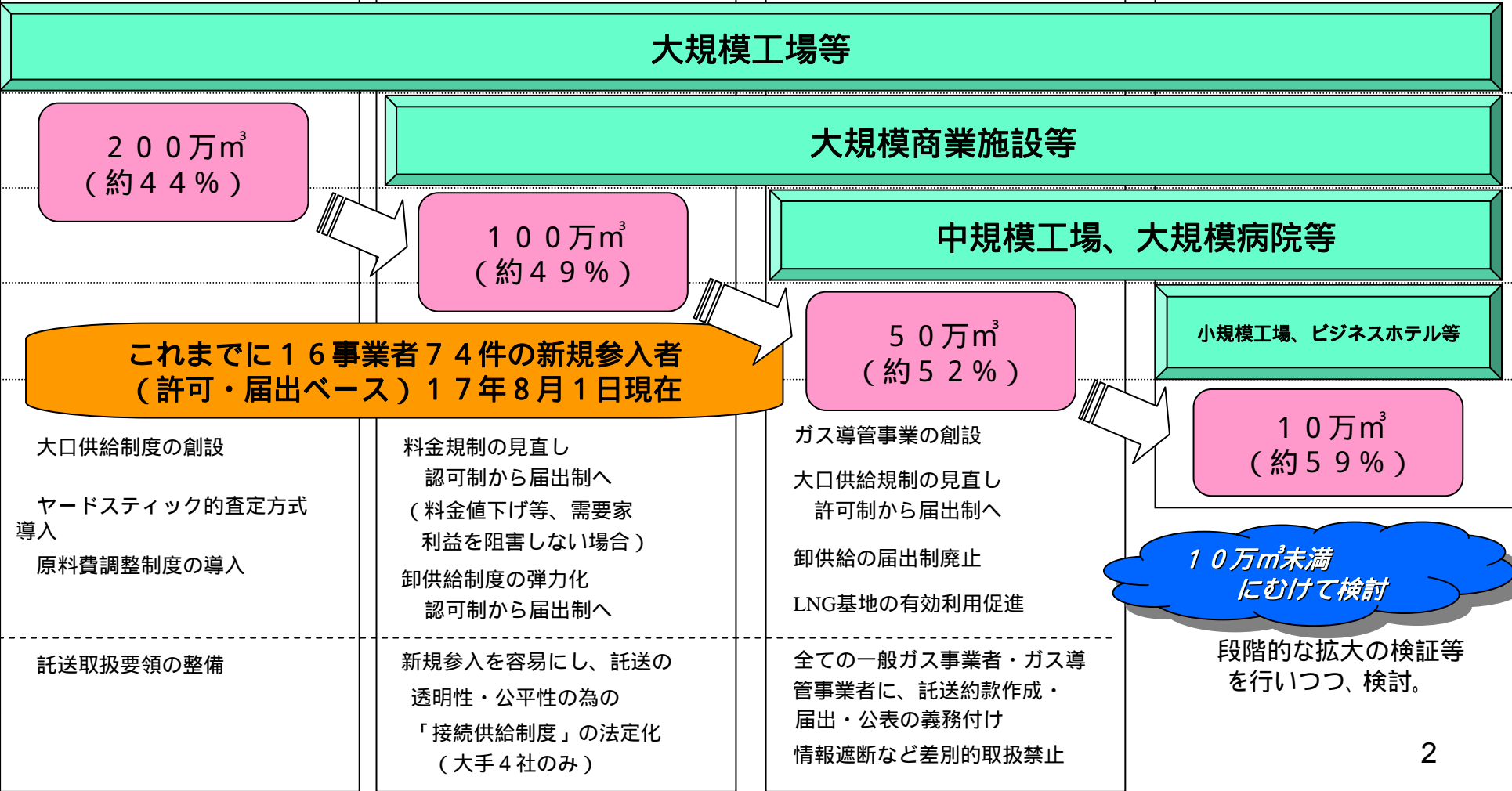
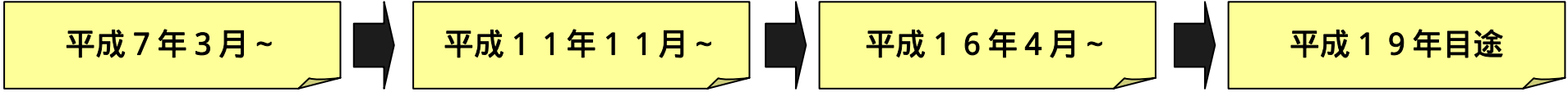
- ・ガス小売市場の自由化範囲拡大スケジュール
- ・平成16年のガス事業制度改革について
- ・一般ガス事業における用途別販売量の推移、需要家1件当たり販売量の推移
- ・一般ガス事業者の事業費用構成等の推移
- ・我が国のパイプライン・LNG基地等の現状等
- ・天然ガス貿易の現状
- ・ガス市場への新規参入状況
- ・一般ガス事業者及び新規参入者による大口供給
- ・届出件数から見る自由化分野への新規参入状況
- ・官公庁への入札状況
- ・供給量から見る自由化分野への新規参入状況
- ・電力・ガス市場の小売自由化と新規参入状況
- ・ガス料金単価の推移
- ・標準家庭のガス料金推移(原料費調整後)
- ・ガス市場の更なる自由化範囲拡大に向けた課題
- ・一般ガス事業者の使用量別需要家層
- ・需要家分布段階別供給圧力別需要家件数

総合資源エネルギー調査会都市熱エネルギー部会
第6回ガス政策小委員会(平成17年10月7日)配付資料

ガス小売市場の自由化範囲拡大スケジュール

ガスの小売自由化範囲は順次拡大されている。

年間契約数量
(m³)



10万m³未満にむけて検討

段階的な拡大の検証等を行いつつ、検討。

()内の数字は大手10社のガス販売量に占める大口供給販売量の割合 (平成16年度実績)

平成16年のガス事業制度改革について

基本的な視点

- ・エネルギーセキュリティに優れ、環境負荷の低い天然ガス利用の拡大(天然ガスシフト)
- ・効率的なガスの供給体制の実現(高コスト構造の是正)

効率的なガス供給基盤の整備とその有効利用の促進

1. LNG基地の有効利用促進

LNG基地の有効利用を促すため、基地所有者と利用希望者の当事者間交渉が円滑に行われるよう、基地所有者による利用要領の作成などを望ましい行為として規定したガイドラインを策定。

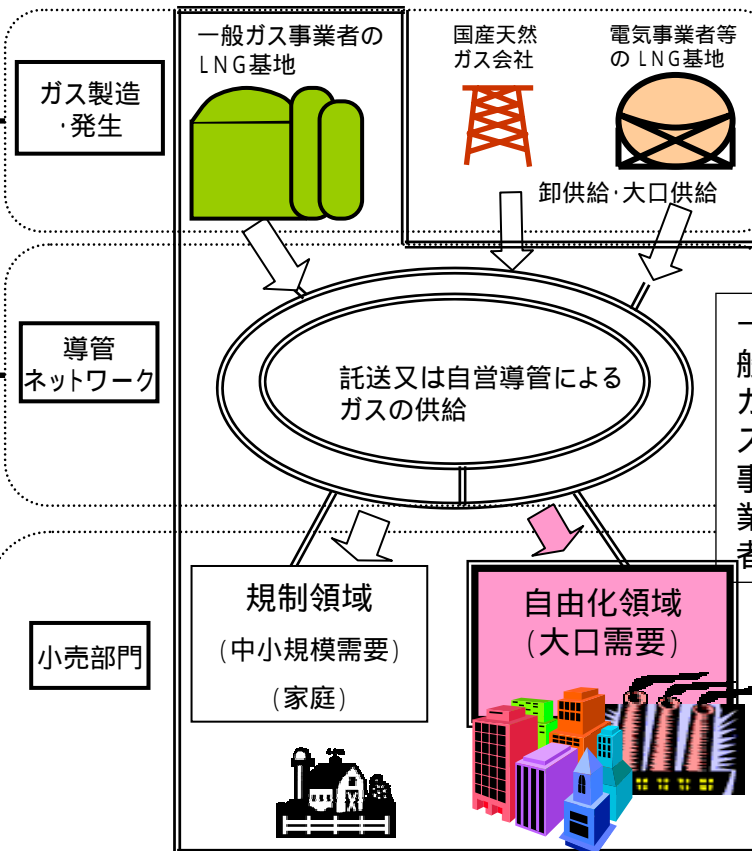
2. ガス導管事業の創設

導管網の効率的な整備とその有効利用を図るため、ガス導管事業を法律上新たに位置づけ、公益特権(土地の利用立入等)を付与するなど事業環境の整備を実施。

3. 導管の託送ルールの実質・強化

- ・託送義務を一般ガス事業者大手4社から全一般ガス事業者及びガス導管事業者に拡大。
- ・導管ネットワーク部門の公平性・透明性の確保。
 - 情報遮断、内部相互補助防止、差別的取扱の禁止等の法的担保

<日本のガス市場の現状>



競争環境の整備

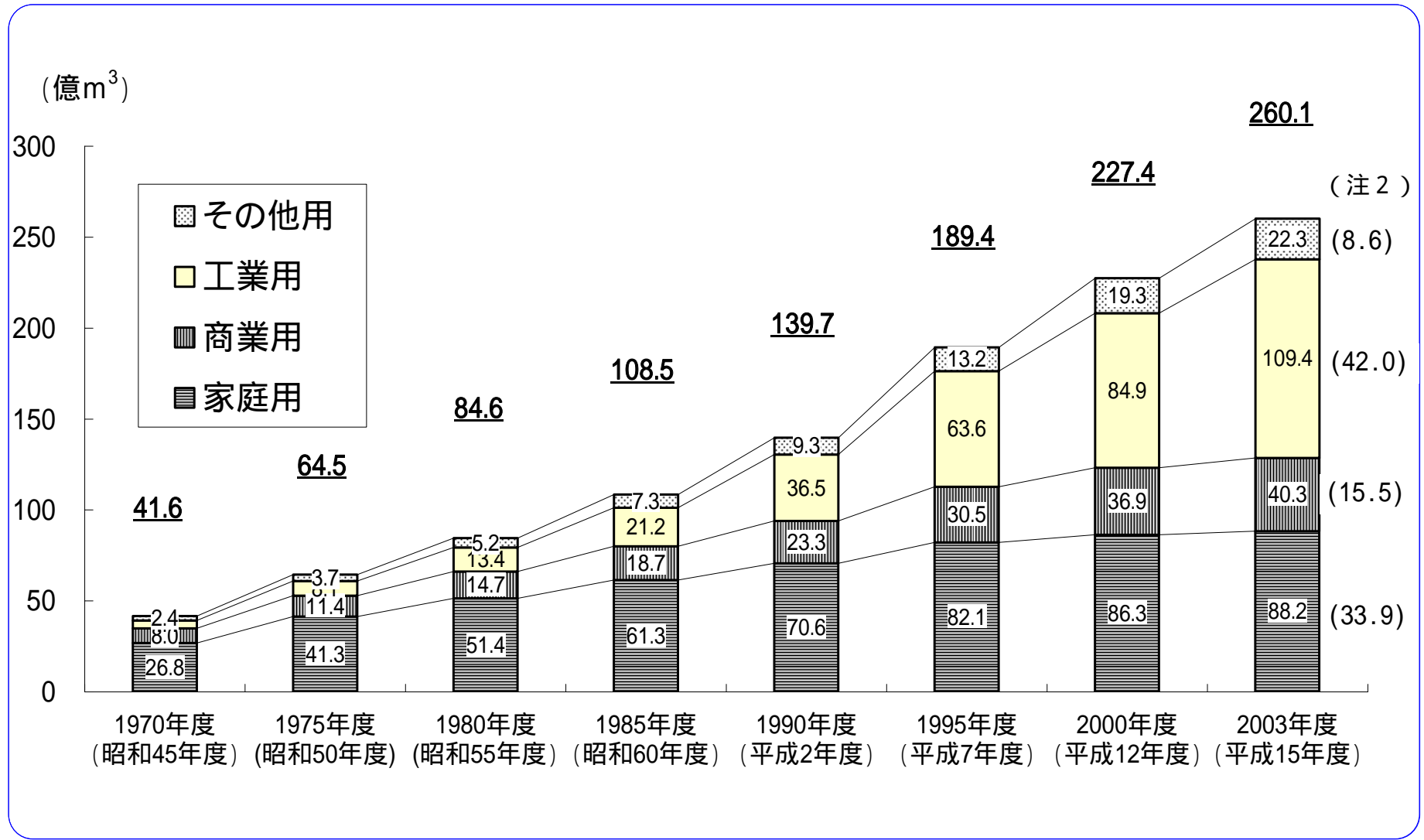
1. 卸供給規制の見直し

- ・卸供給条件の届出を廃止。
- ・卸供給用ガスの託送を義務化。

2. 需要家選択肢の一層の拡大

- 1) 大口供給規制の見直し
 - ・これまでの許可制を、変更命令付きの届出制に移行。
- 2) 自由化範囲の拡大
 - 50万m³以上の需要家(中規模工場等)まで拡大(全需要の約52%) (平成16年4月に施行済)。
 - 10万m³以上の需要家(小規模工場等)まで拡大(全需要の約59%) (平成19年を目途)。
 - 10万m³未満の家庭用及び小規模業務用需要家への拡大については、上記の段階的な拡大の検証等を行いつつ、時期を逸することなく結論。

一般ガス事業における用途別販売量の推移

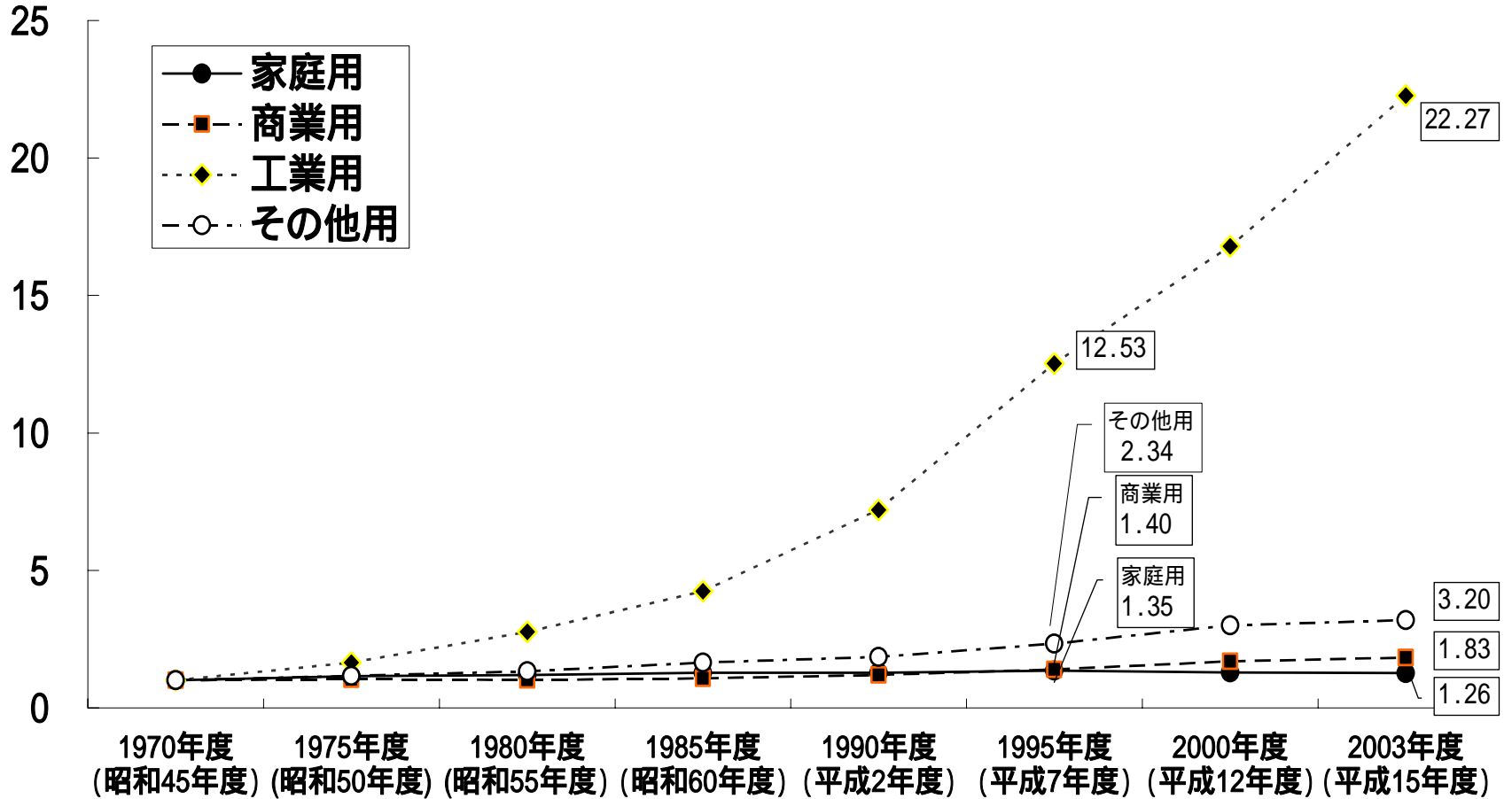


(注) 1. 46.04655MJ/m³ベース
 2. カッコ内数字は構成比(%)

(出典: ガス事業便覧)

需要家1件当たり販売量の推移

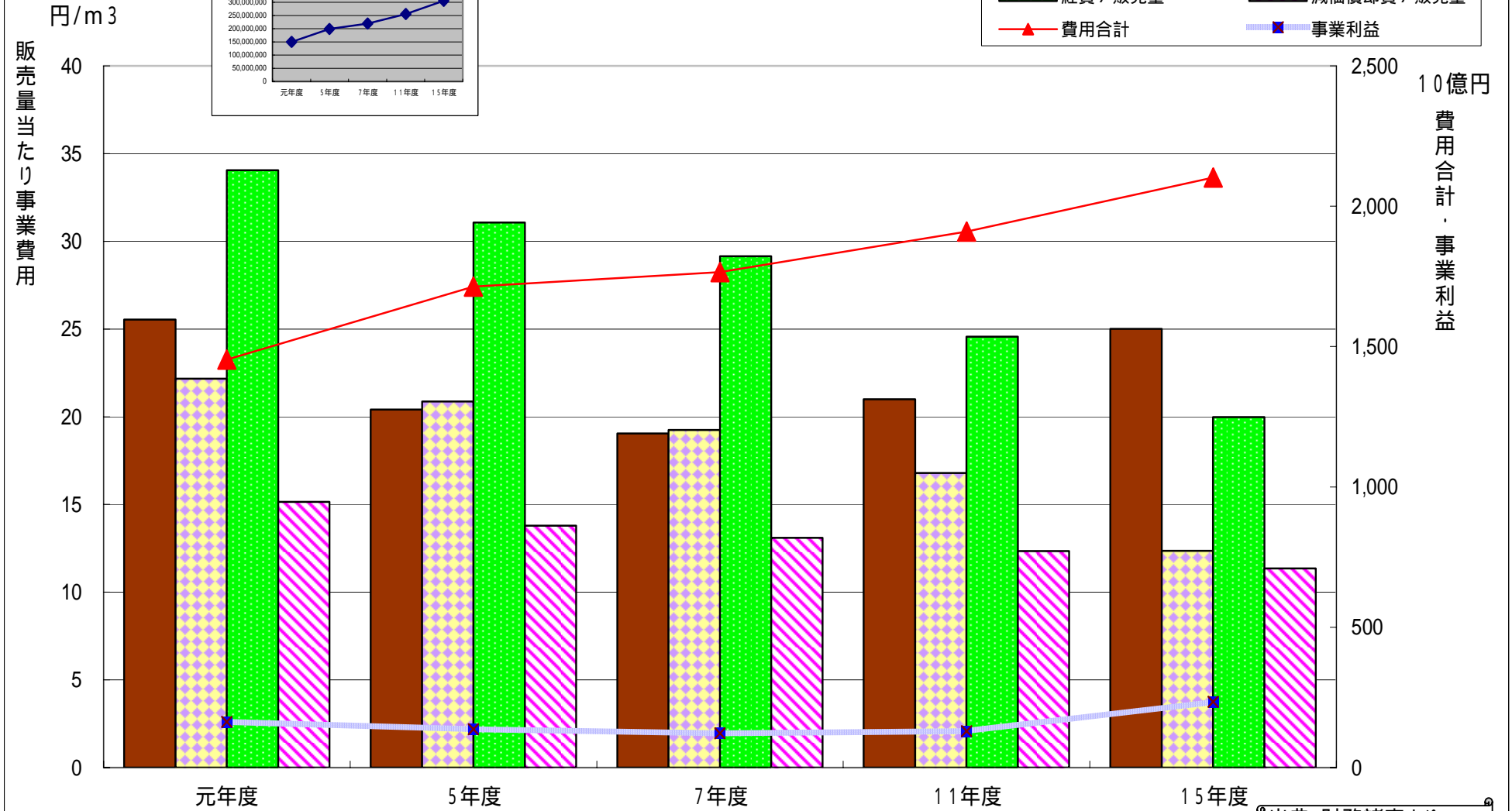
(1970年度=1)



(注) 需要家1件当たり販売量 = 当該年度販売量 / ((前年度末調定数 + 当該年度末調定数) / 2)

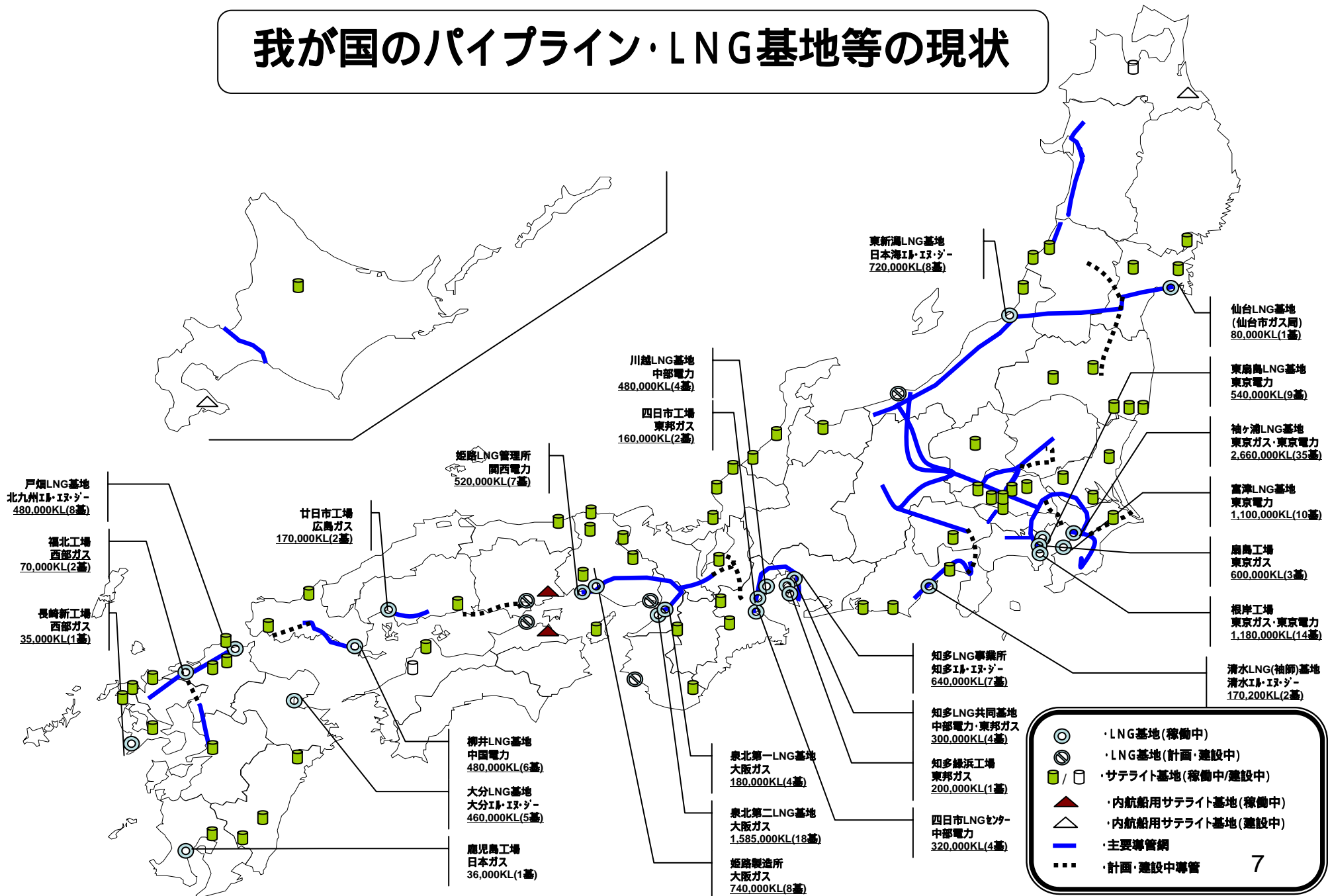
(出典: ガス事業便覧)

事業費用構成等の推移(全国計)



出典:財務諸表より

我が国のパイプライン・LNG基地等の現状



(出所) 事業者資料等を基に資源エネルギー庁作成

我が国のパイプライン敷設状況

事業者区分 (所管法令)	事業者名	導管総延長数(単位: km)			計
		高圧	中圧	低圧	
		1.0MPa 以上	0.1MPa以上 1.0MPa未満	0.1MPa 未満	
一般ガス事業者 (ガス事業法)	東京ガス(株)	665	5,887	43,320	49,872
	大阪ガス(株)	572	5,790	38,703	45,065
	東邦ガス(株)	154	3,354	20,972	24,480
	西部ガス(株)	76	1,008	7,848	8,932
	上記4社計	1,468	16,039	110,843	128,350
	その他の私営事業者	233	10,441	68,207	78,881
	上記私営事業者計	1,701	26,480	179,050	207,231
	公営事業者計	15	2,537	15,409	17,961
合計	1,716	29,017	194,459	225,192	
ガス導管事業者 (ガス事業法)	帝国石油*	1,227	91	17	1,335
	石油資源開発*	742	25	0	767
	東京電力	123	33	0	156
	秋田天然瓦斯輸送	0	112	0	112
	中部電力	75	20	0	95
	三愛石油	0	85	0	85
	九州ガス圧送	0	52	0	52
	東北天然ガス	30	0	0	30
	エア・ウォーター	10	2	0	12
	日本海洋石油資源開発	9	0	0	9
	川崎ガスパイプライン	5	0	0	5
	南富士パイプライン	3	0	0	3
	合計	2,223	419	17	2,659
その他 (鉱山保安法等)	関東天然ガス開発	0	172	52	224
	合同資源開発	0	119	43	163
	東邦アーステック	0	23	24	47
	旭硝子	39	0	5	44
	伊勢化学工業	0	42	0	42
	その他事業者	67	97	35	199
	合計	106	454	158	718
総合計		4,045	29,890	194,635	228,570

< 注意 >

一般ガス事業者は、「平成16年版ガス事業便覧」(平成15年12月末現在の本支管総延長)より出典。最高使用圧力で掲載。

ガス導管事業者は、平成17年3月現在のガス導管事業の届出に基づく数値

「その他」については、「平成16年版天然ガス資料年報」(平成16年8月末現在)より出典。

*帝国石油、石油資源開発は届出済みのガス導管事業用導管 + 「平成16年版天然ガス資料年報」における鉱山保安法導管

我が国のLNG基地の概要

	基地総数	タンク数	貯蔵容量(kl)	シェア(%)
一般ガス事業者所有	11	43	3,856,000	27.7%
電気事業者所有	6	40	3,450,000	24.8%
一般ガス・電気事業者共同所有	4	60	4,780,000	34.3%
その他	4	23	1,837,200	13.2%
計	25	166	13,923,200	100.0%

< 利用要領作成状況 >

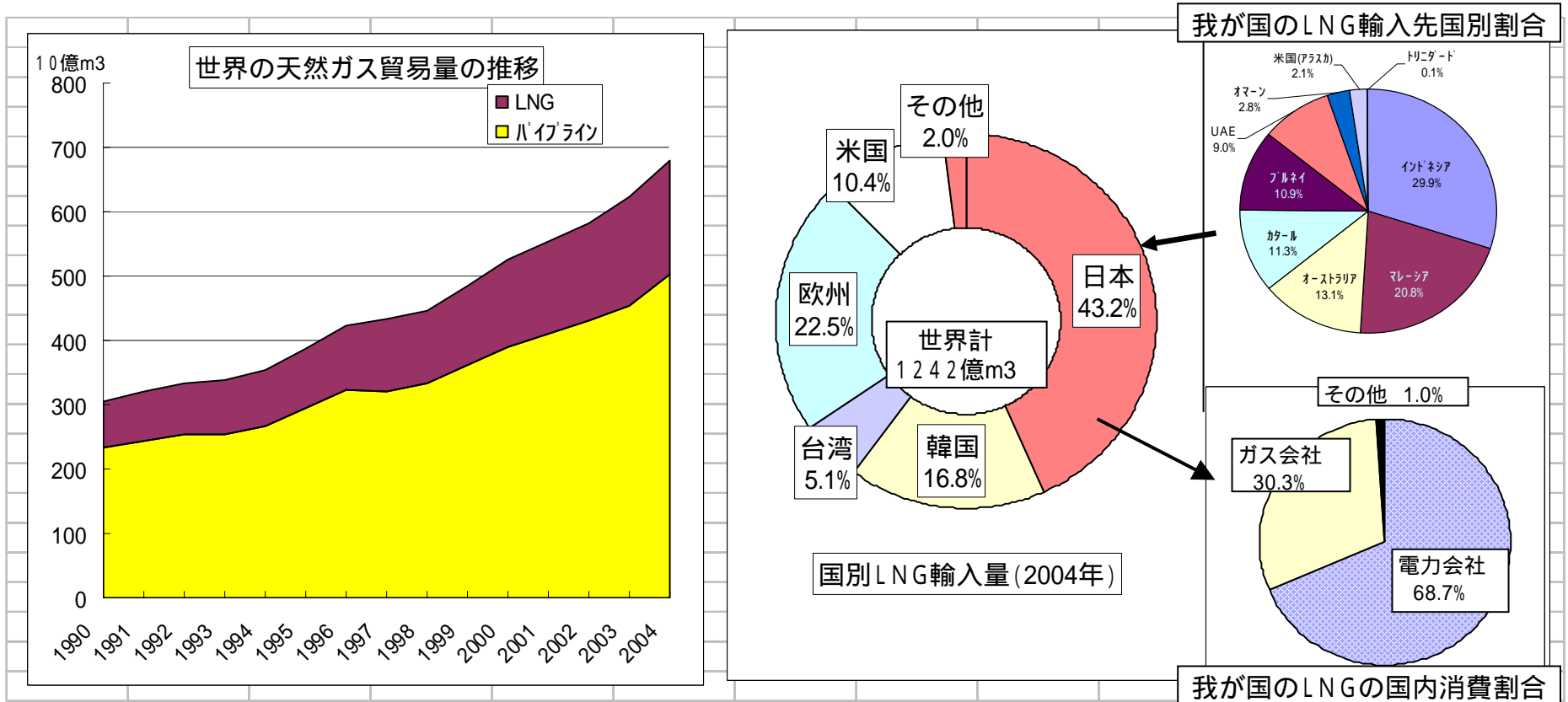
21基地:作成、4基地:検討中

< 作成事業者 >

東京ガス、東邦ガス、大阪ガス、西部ガス、東京電力、中部電力、関西電力、中国電力、知多IL・IY・ジ-、大分IL・IY・ジ-、北九州IL・IY・ジ-、日本海IL・IY・ジ-

天然ガス貿易の現状

2004年における天然ガスの貿易量は約6,800億m³であるが、その多くは欧米等を中心としたパイプライン貿易であり、アジアを中心とするLNG貿易は26.1%となっている。また、LNG貿易では、日本が全体の43.2%と最も大きな輸入国となっている。



出所：BP統計、国別LNG輸入量における日本の内訳は長期契約比率（平成16年度版ガス事業便覧）

ガス市場への新規参入状況(H17年8月)

新規参入実績

- 一般ガス事業者による供給区域外への大口供給 36件
- 新規参入者による大口供給 16事業者74件
 - 国産天然ガス: 帝国石油、石油資源開発
 - 電力会社: 東京電力、中部電力、関西電力
 - その他: 新日本製鐵、エア・ウォーター、三菱商事、岩谷産業、新日本石油
 - ネクストエネルギー、ニジオ、三井物産、東北天然ガス
 - エネルギーアドバンス、三愛石油
- 全大口供給量に占める新規参入者のシェア 約7.6% (平成16年度実績)

大口供給範囲の拡大、託送供給制度の拡充により競合は今後さらに激化へ

一般ガス事業者及び新規参入者による大口供給

	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
一般ガス事業者及び新規参入者総販売量(A)	18,941	19,718	20,349	20,742	21,923	22,909	23,257	25,400	26,637	28,510
一般ガス事業者総販売量(B)	18,941	19,711	20,289	20,616	21,774	22,743	23,096	24,990	26,040	27,426
一般ガス事業者による大口供給量(C)	3,729	5,755	6,287	6,442	7,146	8,256	8,889	10,303	11,421	13,225
新規参入者による大口供給量(D)		7	60	126	149	166	161	410	597	1,084
(許可・届出件数)	(1)	(4)	(7)	(8)	(9)	(12)	(20)	(38)	(52)	(62)
全大口供給量 (C)+(D)=(E)	3,729	5,762	6,347	6,568	7,295	8,422	9,050	10,713	12,018	14,309
総販売量に占める大口供給量の割合 (E)/(A)*100	19.7%	29.2%	31.2%	31.7%	33.3%	36.8%	38.9%	42.2%	45.1%	50.2%
全大口供給量に占める新規参入者の大口供給量の割合 (D)/(E)*100		0.1%	0.9%	1.9%	2.0%	2.0%	1.8% <small>(注参照)</small>	3.8%	5.0%	7.6%

(参考) 平成17年8月1日までの(許可・届出件数)は74件

(単位:100万³/46.04655MJ)

一般ガス事業者の大口供給量はガス事業生産動態統計調査に基づく(一般ガス事業者の区域外大口含む)

新規参入者による大口供給量は平成7～14年度は「大口供給に係るガスの実績報告書」等、平成15～16年度はガス事業生産動態統計調査に基づく。

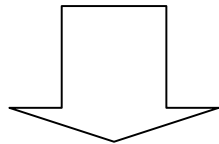
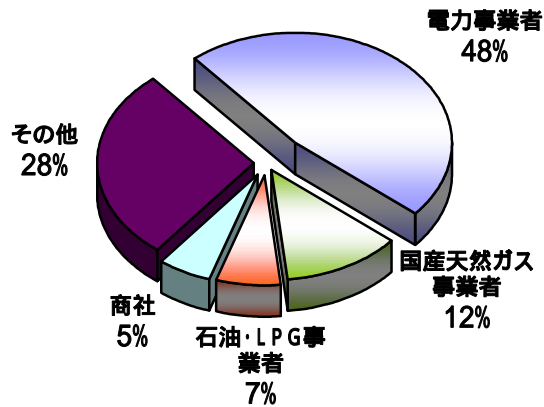
平成7年3月、ガス事業法の改正により年間契約数量200万³以上の大口供給については、料金規制及び参入規制の自由化が図られた。

平成11年11月19日、ガス事業法施行規則の改正により大口供給範囲が年間契約数量200万³以上から100万³以上に拡大。

平成16年4月1日、ガス事業法施行規則の改正により大口供給範囲が年間契約数量100万³以上から50万³以上に拡大。

(注) 13年度において、大口供給量に占める新規参入者の大口供給の割合は、12年度の2%から1.8%に減少している。その要因として大口供給開始件数は、10件から12件と着実に増えているものの、厳しい経済情勢の下で大規模大口需要家の販売量が減少したため前年度より減となっている。

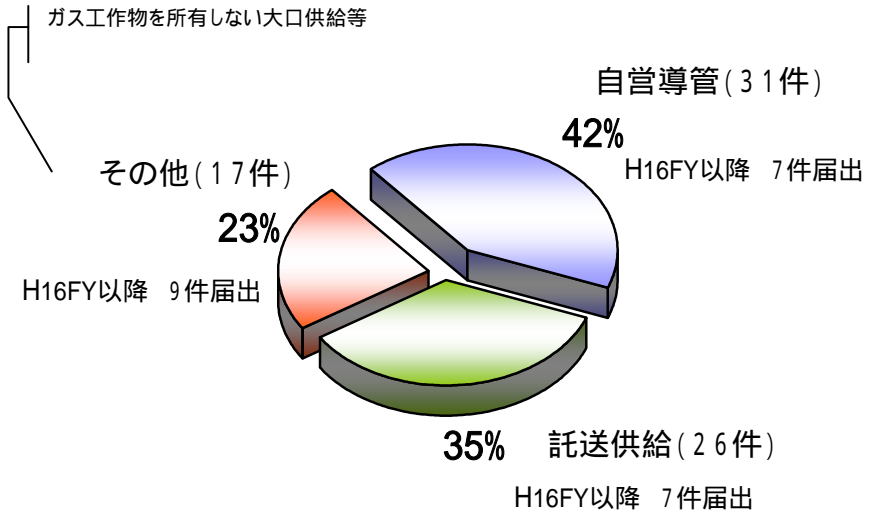
新規参入の事業者区分(件数ベース)



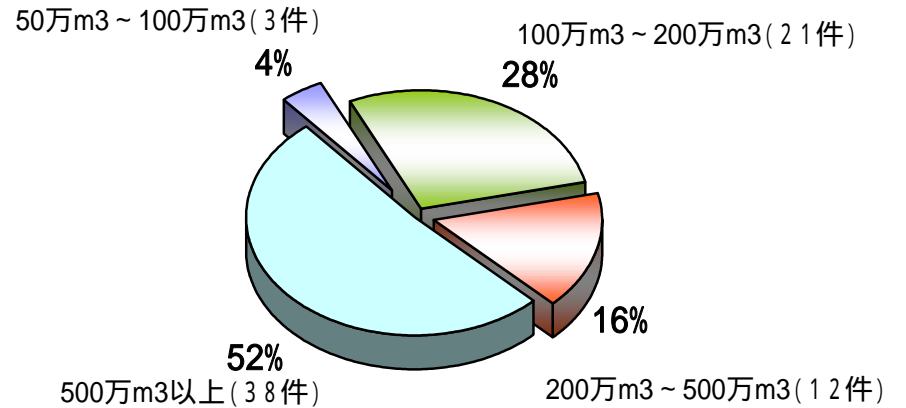
単位:件

電力事業者	35
国産天然ガス事業者	9
石油・LPG事業者	5
商社	4
その他	21

新規参入の参入方式



新規参入の供給量需要分布



官公庁への入札状況

(出所)官報等

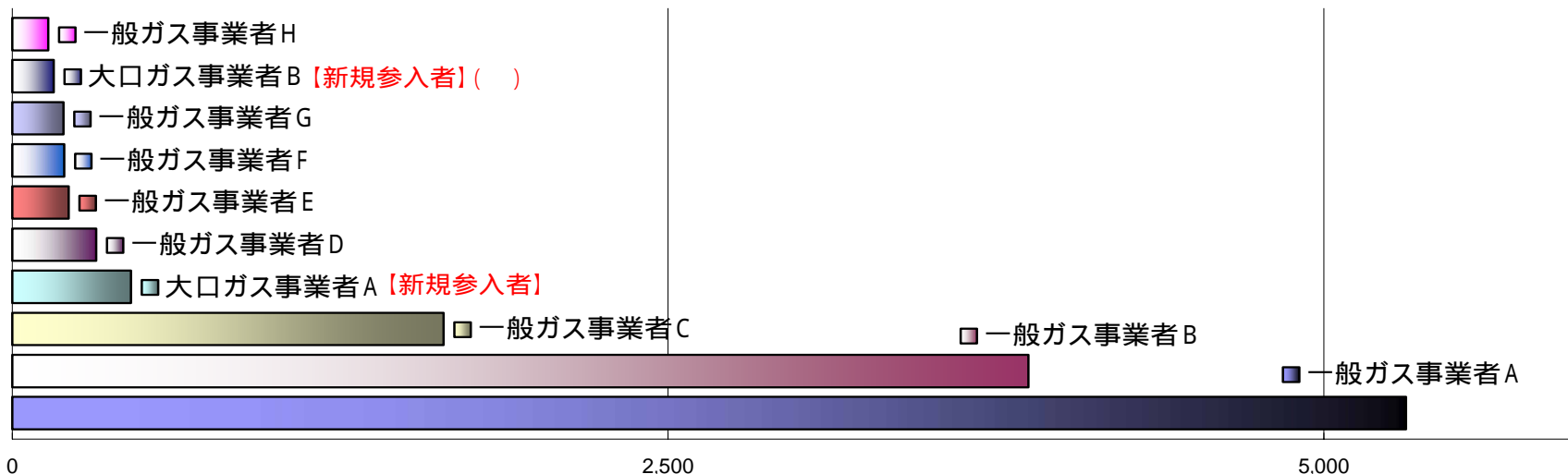
需要家		落札者	供給量	落札価格()
総務省 (本省ビル)	H17.4 ~	東京ガス	1,033千m ³	4,755万円
法務省 (本省ビル)	H17.4 ~	東京ガス	2,138千m ³	9,025万円
東京拘置所	H17.4 ~	東京ガス	1,427千m ³	6,404万円
東京高裁 (簡易裁判所合同庁舎)	H17.11 ~	東京電力 (新規参入者)	1,247千m ³	5,543万円
新大阪郵便局	H17.11 ~	関西電力 (新規参入者)	1,146千m ³	5,236万円
	H16.11 ~	関西電力 (新規参入者)	1,324千m ³	5,741万円

落札価格は、税込み表示にしている。需要家によって供給条件が異なるため、供給量だけで価格が決定されるものではない。

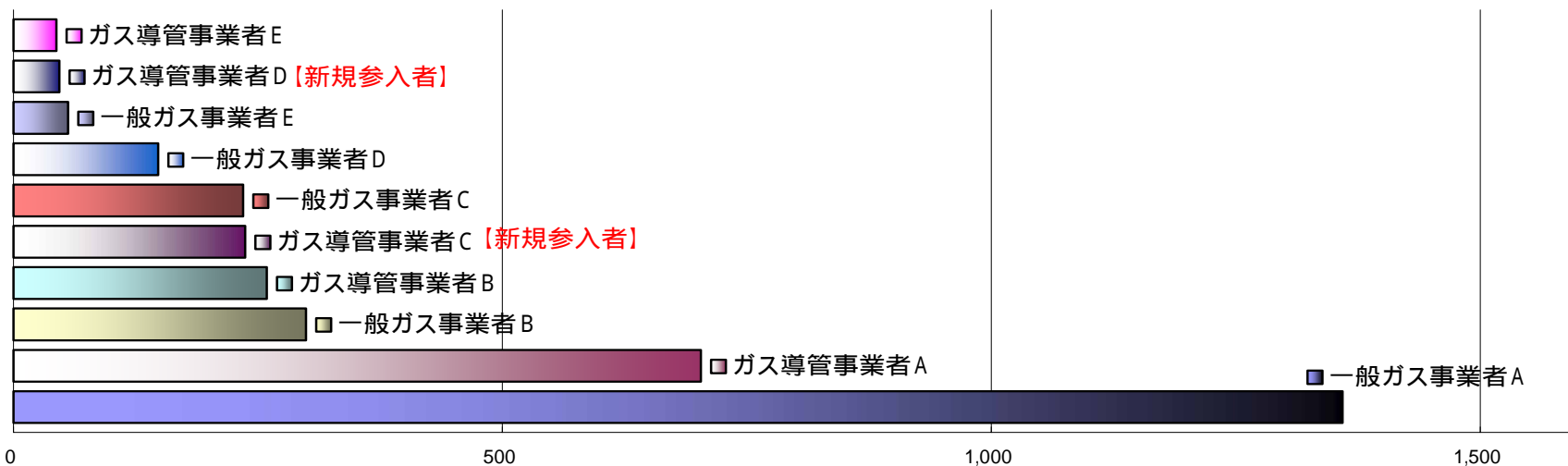
防衛庁 (市ヶ谷庁舎)	H17.10 ~	- - - -	11,682千m ³	- - - -
	H16.10 ~	- - - -	11,890千m ³	- - - -

防衛庁分については入札公告で明らかにされている供給量のみを記載

大口供給量上位10社



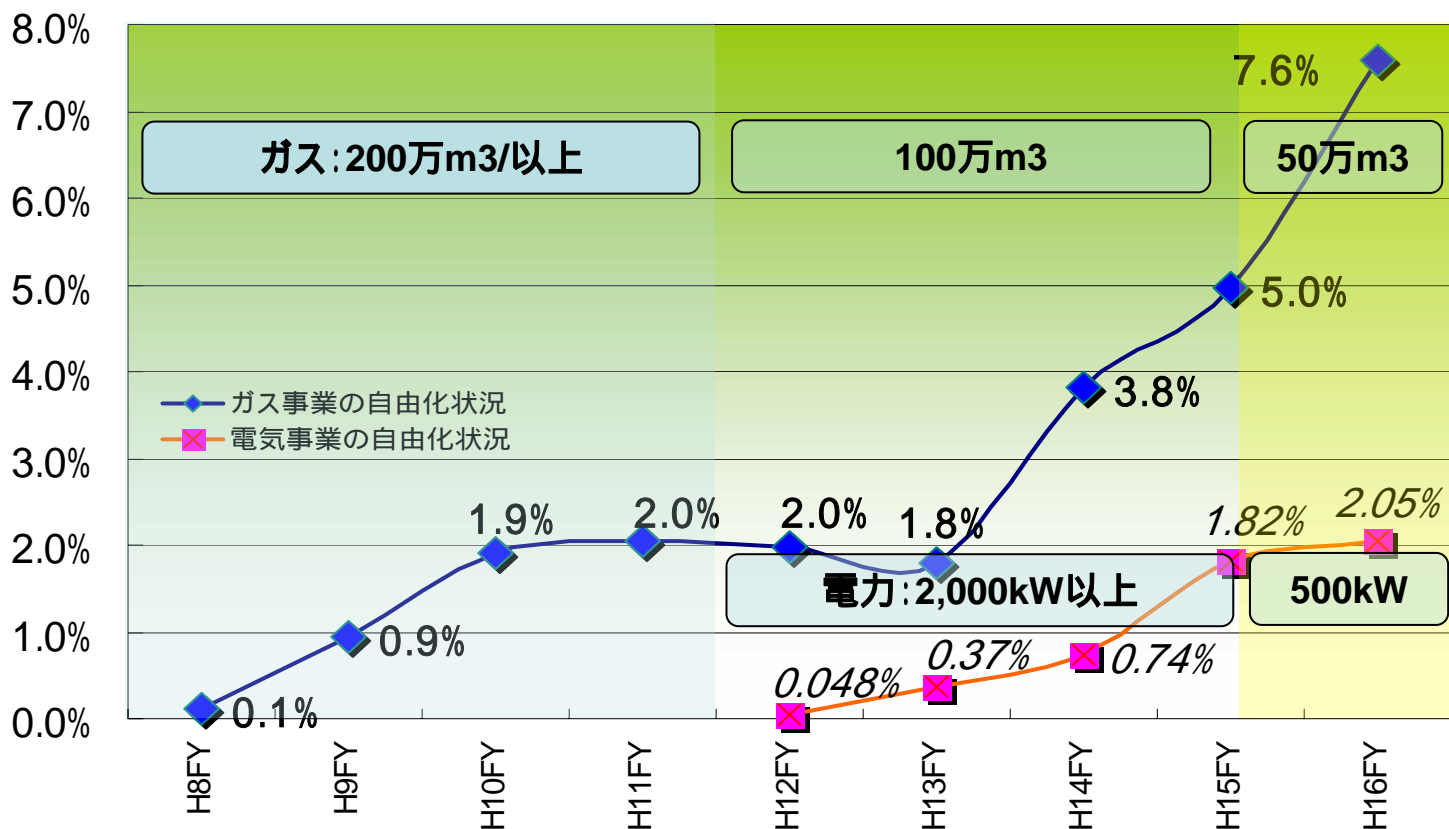
卸供給上位10社



新規参入者 = 平成7年の制度改正以降に大口供給、卸供給を開始した事業者。

(出所) ガス事業生産動態統計調査

電力・ガス市場の小売自由化と新規参入状況



自由化範囲における新規参入の割合

・ガス事業 全大口供給量に占める新規事業者大口供給量の割合(「一般ガス事業者及び新規参入者による大口供給」参照)

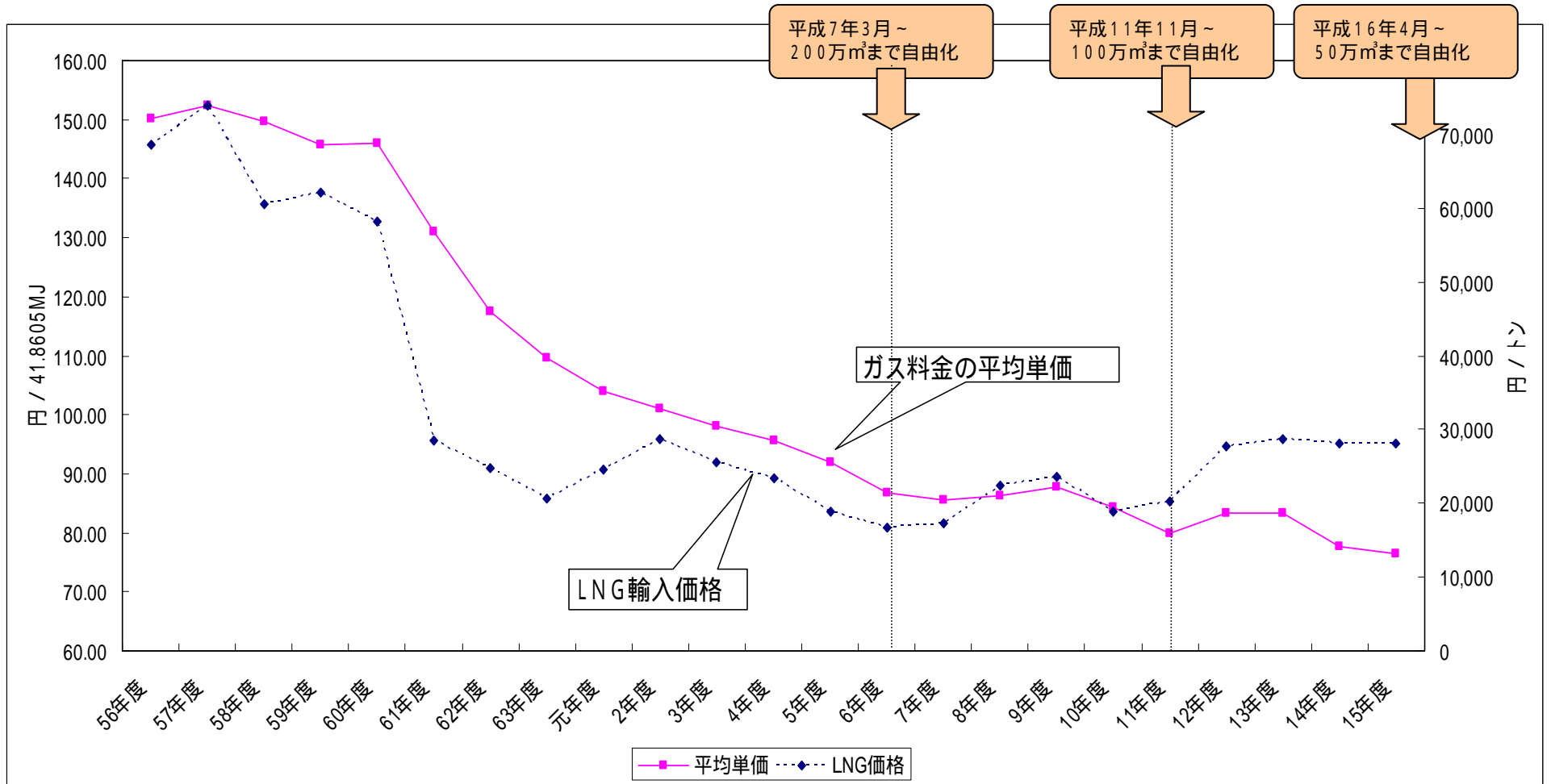
・電気事業 特定規模需要に占める特定規模電気事業者供給量の割合(各年度の「総需要電力量実績速報」より)

(出所)ガス 新規参入者による大口供給量は平成7～14年度は「大口供給に係るガスの実績報告書」等、平成15～16年度はガス事業生産動態統計調査に基づく
一般ガス事業者の大口供給量はガス事業生産動態統計調査に基づく(一般ガス事業者の区域外大口含む)

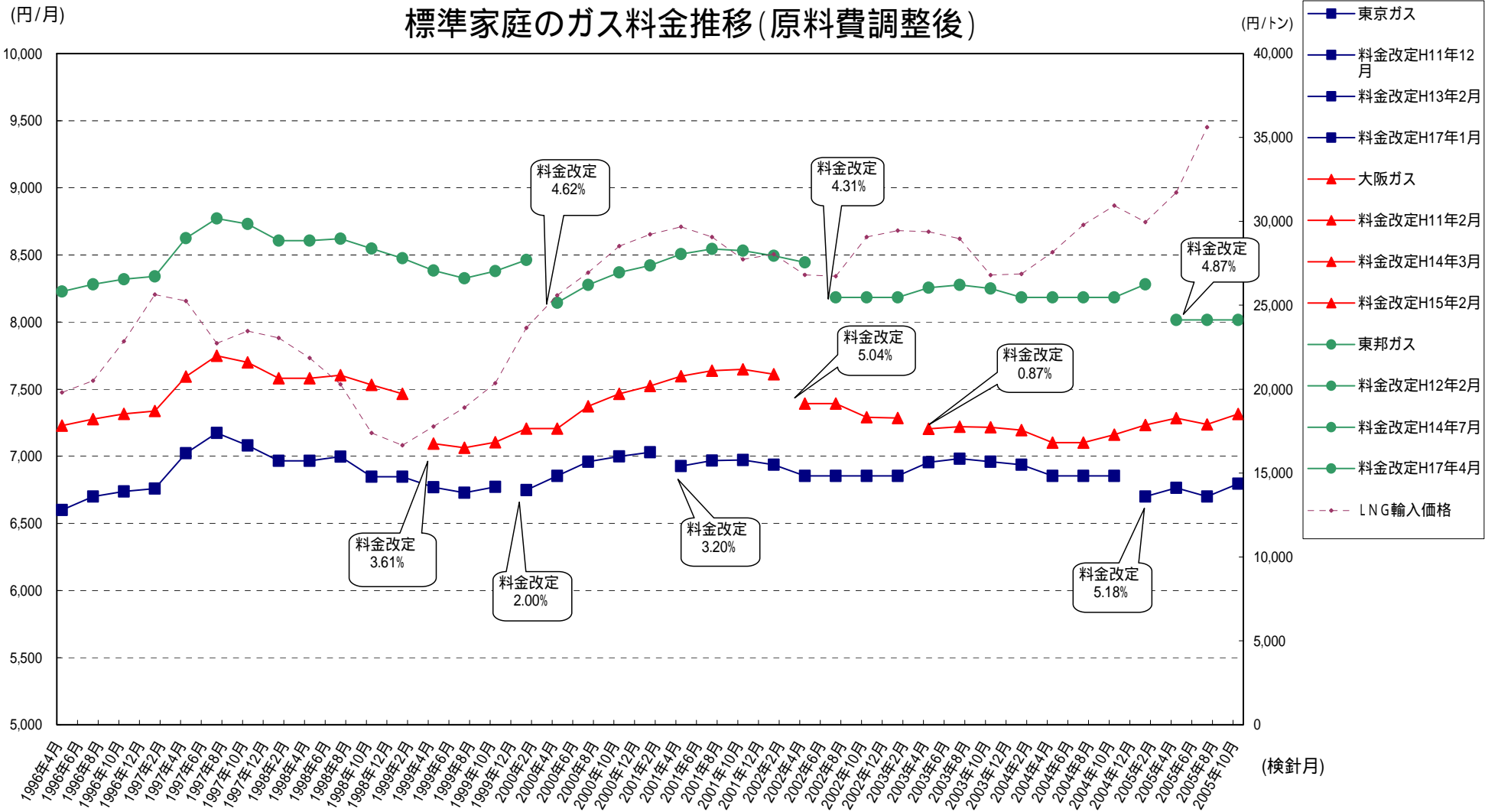
電力 「総需要電力量実績速報」に基づく

ガス料金単価の推移

ガス事業制度の自由化が開始された平成7年度以降を見ると、ガス事業の主原料であるLNG輸入価格は上昇傾向にもかかわらず、ガス料金の平均単価は低下傾向となっている。



(出典: ガス事業年報、エネルギー・経済統計要覧)



1. 標準家庭のガス料金とは

東京ガス及び東邦ガスにおいては、1ヶ月のガス使用量を50m³(46.04655MJ)とした場合の料金 (= 基本料金 + 従量料金 × 50)。大阪ガスにおいては、平成15年2月27日より供給熱量の変更に伴い、平成15年2月までは1ヶ月のガス使用量を50m³(46.04655MJ)とし、それ以降は1ヶ月のガス使用量を50m³(45MJ)とした場合の料金を標準家庭のガス料金としている。
 なお、ガス料金は消費税込みの価格であり、消費税率は1997年4月より5%それ以前は3%である。

2. 料金改定率は

小口部門平均引き下げ率を表示。ただし、東京ガスについては、東京地区等の改定率を表示。

ガス市場の更なる自由化範囲拡大に向けた課題

年間契約ガス使用量10万m³以上の需要家までの拡大

H19年
目途実施

< 自由化範囲の担保方法について >

自由化対象需要家数の増加を踏まえ、対象需要家をより簡便に区分できる方法についての検討。

< 託送供給制度の充実・強化 >

中圧導管までを対象とした現在の託送供給制度について、託送供給に係る引き受け条件の見直しなど、低圧導管まで対象とした制度への拡充を検討。

< 自由化領域の顧客に対する供給義務の在り方の仕組みの整備 >

供給区域内の自由化された顧客に対する供給義務の在り方、供給を確保する仕組みに関する検討。

< 保安確保のための仕組み >

保安に関する需要家とガス事業者の役割分担及びその連携の在り方等についての検討。

年間契約ガス使用量10万m³未満の需要家の自由化の在り方の検討

時機を逸することなく結論

・段階的な自由化による成果とその問題点の評価・検証

・以下のような視点に留意しつつ、時期を逸することなく結論

- ユニバーサルサービスや最終供給保障義務の在り方
- LNG長期契約や供給インフラ投資への影響
- 需要家と供給者との間の取引の安定性の確保の在り方
- 保安責任の在り方 など

一般ガス事業者の使用量別需要家層(需要家戸数上位10社計)

(平成16年度、46.04655MJ/m³ベース)

需要分布 (万m ³ /年)	件数(調定件数)			販売量			主な用途
	供給量	区分毎計(件)	比率	比率累計	(千m ³ /年)	比率	
0 ~	19,000,778	95.070%	100.000%	6,446,305	27.2%	100.0%	家庭用
0 . 1 ~	881,046	4.408%	4.930%	1,427,718	6.0%	72.8%	会社事務所・飲食店等の中小口業務用需要
0 . 6 ~	36,397	0.182%	0.522%	288,608	1.2%	66.8%	クリーニング・食品加工・化学等の商工業需要
1 ~	57,817	0.289%	0.340%	1,583,391	6.7%	65.6%	物販店・外食産業・オフィス空調需要・小規模製造業等
1 0 ~	4,358	0.022%	0.051%	627,896	2.6%	58.9%	ビジネスホテル・温水プール・繊維・機械工業等
2 0 ~	2,950	0.015%	0.029%	922,906	3.9%	56.2%	病院・ホテル・大規模空間(大学・体育館)空調需要・食品機械工業等
5 0 ~	1,131	0.006%	0.014%	816,781	3.4%	52.3%	大規模病院・シティホテル・化学/金属工業等
1 0 0 ~	770	0.004%	0.009%	1,089,243	4.6%	48.9%	大規模商業施設、製造業全般
2 0 0 ~	936	0.005%	0.005%	10,497,610	44.3%	44.3%	大学病院・環境関連施設(ゴミ焼却場、下水処理場等)、大規模工場全般
合計	19,986,183	100.000		23,700,458	100%		

↑
今回の自由化検討範囲

↑
現時点での自由化範囲

注1)平成16年度における一般ガス事業者の販売量全体に占める需要家戸数上位10社のシェアは、86.5%

注2)需要家戸数上位10社:東京、大阪、東邦、西部、京葉、静岡、広島、北海道、北陸、仙台市

注3)卸は除く

需要分布段階別供給圧力別需要家件数(平成16年度:大手4社合計)

* (平成16年度)

(件)

需要分布 (万m ³ /年) (以上～未満)	需要家件数 合計	中圧以上需要家件数		低圧需要家件数	
			(件数比率)		(件数比率)
10 ～ 50	6,545	1,988	30%	4,557	70%
50 ～ 100	1,034	832	80%	202	20%
100 ～	1,513	1,478	98%	35	2%
合計	9,092	4,298	47%	4,794	53%

件数については、16年度末調定件数、販売量は年間実績販売量値を用いた

一調定件数内に異なる供給圧力の供給管が混在する場合には中圧以上需要家とした

((社)日本ガス協会調べ)

今後検討すべき課題について

1. これまでの段階的な自由化範囲拡大等の制度改革の評価について

今後の自由化範囲拡大の実施方法等の検討を行うに当たっては、これまでの 50 万 m^3 以上の需要家までの段階的な自由化範囲拡大等による制度改革の評価について反映がなされるよう検討すべきである。

2. 年間契約ガス使用量 10 万 m^3 以上の需要家までの拡大の実施方法等の検討について

本審議会においてとりまとめた報告書（別添：部会報告書関連部分抜粋を参照）に記されている通り、平成 19 年を目途に年間契約ガス使用量が 10 万 m^3 以上の需要家まで自由化範囲を拡大することを視野に入れて、以下の観点からその実施方法等の検討がなされるべきである。

（1）自由化範囲の担保方法について

自由化範囲を年間契約ガス使用量で規定し、需要家に対し大口基準未達補償料を課しているが、より簡便に区分できる担保方法について検討を行っていくことが必要である。

（2）託送供給制度の充実・強化について

低圧導管まで対象とした託送供給約款への拡充やその料金負担構造の在り方、同時同量あるいは受入払出の過不足に係る需給調整の仕組みや託送供給の引き受け条件の在り方などについて検討を行っていくことが必要である。

（3）自由化領域の顧客に対する供給義務の在り方の仕組みの整備について

自由化範囲拡大による供給予備力（原料調達や設備能力）への負担増を解消するため、供給区域内の自由化された顧客に対する供給を実行するための仕組みの整備に関して検討することが必要である。

(4) 保安確保のための仕組みについて

ガスの使用形態及び事業形態等を踏まえた需要家保安の在り方等を検討すべきである。

(5) 新規の導管設置による利益障害性判断基準について

新規導管設置に係る利益障害性判断基準については、必要に応じ検証を進めていくべきである。

以上

総合資源エネルギー調査会都市熱エネルギー部会報告書
～今後の望ましいガス事業制度の骨格について～
(平成15年2月20日)から抜粋 (p.31～)

第4章 今後のガス事業制度改革について

2. ガス需要家利益の拡大と保護

(1) 自由化範囲の拡大について

小売自由化の範囲については、需要家のエネルギー選択に係る交渉力に加え、需要家の実質的な供給者の選択が可能となる環境の整備、適切な保安体制の整備の状況を勘案する必要がある。

業務用需要までの自由化範囲の拡大

1) 年間契約ガス使用量 50 万 m³ 以上の需要家までの拡大 (実施：平成16年目途)

- 略 -

2) 年間契約ガス使用量 10 万 m³ 以上の需要家までの拡大 (実施：平成19年目途)

業務用領域全般への自由化範囲の拡大については、今後、対象需要家が少量・多数化し、加えて供給導管が低圧管である需要家の比率が著しく増大することから、供給者選択の仕組みが実効的に機能するよう、以下の) ~) の観点からの必要な制度上の検討及び整備を今後詳細に行った上で、上記の自由化範囲の拡大による評価を反映し、これを進めていくこととし、その範囲を年間契約ガス使用量が 10 万 m³ 以上の需要家まで拡大することが適当である。

実施時期については、自由化範囲の拡大による評価を踏まえつつ、諸制度を整備する必要があることから、今回の制度の見直しに伴う制度の施行後 3 年後 (平成19年) を目途とすることが適当である。

) 自由化範囲の担保方法について

現行制度においては自由化範囲を年間契約ガス使用量で規定し、需要家

に対し大口基準未達補償料を課すことで脱法行為を防止している。今後、自由化対象需要家数が増加した場合、現行の担保方法の制度上の実効性も含め、対象需要家をより簡便に区分できる担保方法について、今後の制度設計の中でより具体的な検討を行っていくことが必要である。

）接続供給制度の充実・強化

現行の接続供給制度は、年間契約ガス使用量が 100 万^m以上の大口顧客への接続供給を前提として、概ね中圧以上の導管を対象に接続供給約款を作成する制度として設計されている。今後は自由化範囲の拡大により、少量・多数の需要家に対する接続供給要請が増加することから、低圧導管まで対象とした接続供給約款を作成する必要性が増大する。このため、接続供給の引受条件等の仕組みや接続供給に係る同時同量あるいは受入払出の過不足に係る需給調整の仕組みとそれに伴い必要となる計測の仕組み等について、今後の制度設計の中でより具体的な検討を行っていくことが必要である。

）自由化領域の顧客に対する供給義務の在り方の仕組みの整備

現行制度においては、ガス事業法第 16 条により、一般ガス事業者はその供給区域内の自由化対象顧客に他の供給者が存在せず、供給約款又は選択約款による供給を望んだ場合には、その供給を行う義務が課されており、一般ガス事業者は当該供給義務に対応するための供給予備力（原料調達や設備能力）の確保が必要とされる。

しかしながら、自由化範囲が拡大すれば、自由化された需要家のガス使用量の区域内総供給量に占める比率が増大することから、一般ガス事業者の供給予備力に対する負担が大きくなるおそれもある。

については、電気事業制度における同様の措置も参考にしつつ、供給区域内の自由化された顧客に対する供給を実行するための仕組みの整備に関して検討する必要がある。

）保安確保のための仕組み

大規模な産業用・業務用需要においては、需要家側においても保安知識を有しているが、今後自由化範囲が必要規模の小さい産業用・業務用需要まで拡大するにあたっては、保安に関する需要家とガス事業者の役割分担及びその連携の在り方等を検討すべきである。

小規模需要の自由化の実現可能性を検討する際の視点

年間契約ガス使用量が 10 万^m未満の家庭用及び小規模業務用需要の自由化の在り方については、小規模業務用以外の業務用需要までの段階的な自由化に

よる成果とその問題点を評価・検証するとともに、ガスの調達構造の変化や海外における家庭用及び小規模業務用需要の自由化の状況、他のエネルギー分野における自由化の進展状況等にも留意しつつ、時機を逸することなく、結論を得ることが必要である。

その際、１）需要家と供給者との間の取引の安定性を確保するためにどのような措置が必要か（消費者保護の視点からどのような措置が必要か）、２）需要家間の公平性はどの程度まで確保すべきか、３）一般的に他燃料への代替が容易ではない家庭用及び小規模業務用需要家へのガスの安定供給を確保する観点から、最終的な供給保障義務の在り方はどうあるべきか、４）需要家の自己責任意識の醸成を踏まえた保安責任の在り方はどうあるべきか、等について、併せて検討を行っておく必要がある。

総合資源エネルギー調査会都市熱エネルギー部会報告書
～今後の望ましいガス事業制度の詳細設計について～
(平成16年1月20日)から抜粋 (p. 28～)

・新規の導管設置による利益阻害性判断基準

～改正ガス事業法第22条の5・第37条の7の2に基づく
変更・中止命令の発動の考え方～

- 略 -

3. 利益阻害性判断基準の検証

本判断基準については、現在のガス市場における競争の実態、導管の整備状況等を勘案して整理されたものである。

については、本判断基準の施行後3年を目途として、既存導管網の効率的な運営を損なわないとの考え方を前提として、その時点における最新の新規参入の実態や需要家の選択肢の拡大の状況、託送供給料金の適正性や託送制度の公正な運用の状況、託送供給の熱量や物性に係る受入条件のあり方の検討結果、新規の導管設置事例等を踏まえ、どのような場合に利益阻害性があると判断されるのか等の具体的な判断基準について、検証するものとする。

総合資源エネルギー調査会 都市熱エネルギー一部会委員名簿

(敬称略・五十音順)

植 草	益	東洋大学経済学部教授	< 部会長 >
石 橋	幸 弘	社団法人日本簡易ガス協会会長	
磯 野	啓	石油鉱業連盟副会長	
市 野	紀 生	東京ガス株式会社代表取締役社長	
古 城	誠	上智大学法学部長	
合 田	宏四郎	財団法人日本ガス機器検査協会理事長	
芝 野	博 文	大阪ガス株式会社代表取締役社長	
高 須	國 廣	社団法人日本エルピーガス連合会会長	
高 橋	晴 樹	社団法人日本ガス協会専務理事	
鶴 田	俊 正	専修大学名誉教授	
豊 田	政 男	大阪大学大学院工学研究科長	
名 尾	良 泰	社団法人日本自動車工業会副会長・専務理事	
仲 田	俊 一	全国ガス労働組合連合会中央執行委員長	
八 田	達 夫	国際基督教大学国際関係学科教授	
兵 頭	美代子	主婦連合会会長	
榊 本	晃 章	電気事業連合会副会長	
三 村	光 代	社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント 協会監事	
横 倉	尚	武蔵大学長	
若 杉	和 夫	天然ガス鉱業会会長	
渡	文 明	石油連盟会長	

計 20名

総合資源エネルギー調査会都市熱エネルギー一部会
ガス政策小委員会 委員名簿

(敬称略・五十音順)

鶴田俊正	専修大学名誉教授 <委員長>
井手秀樹	慶應義塾大学商学部教授
小野良一	石油資源開発株式会社代表取締役副社長
國府省一郎	帝国石油株式会社顧問
古城誠	上智大学法学部長
児玉宣夫	日本LPGガス協会会長
高須國廣	社団法人日本エルピーガス連合会会長
高橋晴樹	社団法人日本ガス協会専務理事
寺本嵩	電気事業連合会事務局長
鳥原光憲	東京ガス株式会社代表取締役副社長執行役員
名尾良泰	社団法人日本自動車工業会副会長・専務理事
仲田俊一	全国ガス労働組合連合会中央執行委員長
八田達夫	国際基督教大学国際関係学科教授
平井茂雄	石油連盟政策委員会副委員長
兵頭美代子	主婦連合会会長
松村敏弘	東京大学社会科学研究所助教授
三村光代	社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会監事
山田清實	社団法人全国エルピーガス卸売協会副会長
吉岡征四郎	大阪ガス株式会社代表取締役副社長
米田正幸	社団法人日本簡易ガス協会副会長

計 20名

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)

平成17年3月25日 閣議決定(抜粋)

10 エネルギー・運輸

1 エネルギー

(3) ガス事業における自由化範囲の拡大

ガス事業分野の小売自由化の範囲については、平成16年4月からは50万 m^3 以上の需要家、平成19年を目途に10万 m^3 以上の需要家まで段階的に拡大する予定とされ、10万 m^3 未満の家庭用を含む需要家までの拡大については、自由化範囲の拡大の検証等を踏まえ、時期を逸することなく結論を得るものとされている。

また、これまでの制度改革の結果、ガスの供給インフラ面では、多様な主体による広域パイプラインの積極的な整備が計画・推進されつつある。

また、ガス料金の平均単価はここ数年低下傾向にあるものの、国際的な比較において割高感否めない状況であることや、技術革新の進展により小口需要家分野においても「電気」と「ガス」といったエネルギーの垣根を越えた競争が激しくなっていることを踏まえると、今後もさらにガス市場の自由化を進めることによって、ガス市場における供給者間の競争とともに、エネルギー間の競争を促し、ガス料金の引き下げとサービスの多様化を促進すべきである。また、自由化範囲の拡大に伴い、需要家の選択肢が実効的に確保される方策等、必要な措置を講ずるべきである。

よって、ガス事業分野における供給方法としては託送供給による方法と自営導管を敷設して供給する方法とがあるが、託送供給における同時同量の確保の方法について、需要家数が増えた場合にも託送を依頼する事業者に過度な負担とならない制度となるように検討し、結論を得る。【平成17年度検討開始、平成18年度までに結論】(エネウ b)

また、既存導管網に余力がある場合の新規のガス導管の敷設のあり方について、既存導管網を持つ事業者と新規に導管を敷設する事業者との競争を促す観点、及び、より広範且つ効率的な導管ネットワークの整備を促進する観点に配慮して、検討し結論を得る。【平成18年度までに検討・結論】(エネウ)

また、10万 m^3 以上の小規模な需要家が自由化の対象範囲に含まれることとなった場合、現在、一般ガス事業者が事実上行っているガス設備の保安を需要家自らが行うことによって適切になされなくなるという懸念が指摘されていることから、適切な保安のあり方について検討し、結論を得る。【平成17年度検討開始、平成18年度までに

結論】(エネ ウ)

加えて、平成 16 年 4 月の自由化範囲の拡大・新たな制度の導入を受け、新規参入の状況、事業者間の競争状況、託送供給制度の利用状況、行為規制の遵守状況等制度改革の実効性について評価を行うとともに、需要家への供給安定性や安全性の確保の在り方等についても検討を行う。これらの評価等を通じて、10 万 m^3 以上の需要家への自由化範囲の拡大の実施方法について結論を得るとともに、10 万 m^3 未満の小規模需要家までの全面自由化の在り方等についてもその課題を明らかにする。【平成 18 年度を目途に結論】(エネ ウ d)

大口供給の自由化範囲の拡大に伴う需要家保安の在り方 に関する今後の検討について

平成17年11月1日
原子力安全・保安院
ガス安全課

1. 大口供給の自由化範囲の拡大

平成15年6月、都市熱エネルギー一部会報告「今後の望ましいガス事業制度の骨格について」(平成15年2月)を踏まえてガス事業法が改正され、大口供給の自由化範囲が年間契約ガス使用量50万 m^3 以上まで拡大された(平成16年4月実施)。

また、この都市熱エネルギー一部会報告では、必要な制度上の検討及び整備を詳細に行った上で、平成19年を目途に、年間契約ガス使用量が10万～50万 m^3 の需要家まで拡大することが適当であるとされた。

2. 今後の自由化範囲の拡大に当たっての需要家保安の検討について

平成19年を目途に年間契約ガス使用量が10万 m^3 ～50万 m^3 の需要家まで自由化範囲が拡大されるに当たり、新規参入状況、需要家保安業務の外注の進捗状況、事故の発生状況、自由化拡大範囲におけるガスの使用形態及び事業形態等を踏まえ、総合資源エネルギー調査会都市熱エネルギー一部会ガス安全小委員会において需要家保安の在り方を検討する。

3. 検討スケジュール

平成17年度末頃を目途に、ガス安全小委員会としての結論を取りまとめる予定。